

目標5 協働によるまちづくり文化の醸成

基本的な考え方

環境負荷の抑制、美しい都市景観の形成、都市環境の維持など、まちづくりの範囲は多様であり、行政だけでなく市民、事業者の積極的な参画が求められています。このため、あらゆる機会を通じて協働の実践を図るシステムを導入し、協働によるまちづくり文化の醸成を目指します。

(1)協働の実践

豊かな都市環境の創造に向けて、市民、事業者、行政が協働を実現する仕組みづくりを行い、協働の実践を通じたまちづくりを推進します。

(2)まちづくり文化の醸成

本市に関わるすべての人の郷土意識やまちづくりへの参画意識を育成し、協働の実践を通じて草津の新たなまちづくり文化の醸成を促進します。

基本的な考え方 – (1)協働の実践

方針① 協働の実践

◎道路、公園などの都市施設は、官民協働による整備や維持管理を図ります。

《道路に関するもの》

- ・道路植栽に関する市民の理解を得るために取り組みを継続的に進めています。
- ・環境美化里親制度（アダプト制度）※の導入を検討し、道路の維持管理について官民の協働を進めています。

《公園に関するもの》

- ・計画づくりの段階から住民参画を積極的に導入し、市民ニーズを的確に把握しながら公園緑地整備を進めています。
- ・公園の再整備については、周辺住民の意向を踏まえて進めています。
- ・公園管理者以外の者による公園施設の管理が可能になったことを受けて、地域住民、民間企業が公園の維持管理に積極的に参画することを促進します。

環境美化里親制度（アダプト制度）：市などが管理する公園や道路、河川、空き地などの公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」となってくれるボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的に美化活動を行う制度。

基本的な考え方 – (2)まちづくり文化の醸成

方針① まちづくり文化の醸成

- ・行政は、地域情報、市民の声、まちづくり事例など、市民主体のまちづくりに役立つ情報を広報紙やホームページを活用して提供します。
- ・行政は、市民や事業者がまちへの愛着を深め、まちづくりの重要性を理解するため、ワークショップ※形式による勉強会や懇談会、まち歩きなど、市民・事業者と行政がまちづくりに対して意見交換できる場の提供を図ります。
- ・まちづくり学習の推進や楽しいまちづくりイベントの実施などにより、次代を担う子どもたちに対してまちづくり意識の醸成を図ります。
- ・行政は、地域が主体となる福祉活動、祭、美化活動などを積極的に支援し、地域のコミュニティの醸成を図ります。



パワフル交流・市民の日

ワークショップ：作業場・研修会などの意味。地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や共同作業を通じて地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動のこと。